

「(仮称) 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例 素案」に対する意見募集結果について

2021年(令和3年)1月12日(火)から2月10日(水)まで行った意見募集について、皆さまから多数のご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する市の考え方は、以下のとおりです。

ご意見は、趣旨を損なわないよう要約し、類似するものは集約しております。

① 条例(素案)の全般に関する意見		
No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>PCR検査を受けて、陰性だったとSNSに書き込んだところ、Twitterで「後遺症になっても貴方は病院で治療が受けられない。」などの誹謗中傷を受け、再三の削除要請でやっと削除してもらえたが、今度は「通院証明書を見せろ。訴えてやる。」などと書き込みをされて困っていました。</p> <p>条例制定のニュースが流れた途端、相手方が突然アカウントを削除し、誹謗中傷も止まったので、条例を制定することによる抑止力はすでに十分にあると思います。</p> <p>SNSでは、泣き寝入りになったり、真偽が分からない情報が溢れているので、こういった条例があるだけで効果はあるのではと思います。</p>	<p>本条例案では、何人も、全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染していることや過去に感染したことがあること等を理由に不当な差別的取扱いをしてはならないことを定めています。</p> <p>また、インターネットやSNS等での誹謗中傷などによる差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合には、被害を受けられた方の人権を守るため、サイト運営者に削除要請を行うなど、関係機関と連携し、必要な支援をしっかりと行える体制を整えてまいります。</p>
2	<p>条例として市が市民及びその家族や事業者に対して何をすべきかということが責務として明文化されているため、市民は差別に対する不安より、安心感につながる具体的なイメージを抱くことが出来ると思う。また、内容が簡素で目的が分かりやすいため、明石市民として「命と健康が守られている。個人の権利が擁護される自治体である」という市民の意識を育むことにもなると思う。</p> <p>支援策についても、高齢者や障害者など孤立化しやすい環境にある方々は、コロナ禍においても相談する術を持たず、社会から遠ざかる傾向が強いが、こうして条例の中に相談体制について触れる事でその姿勢が伝わり、生活に困窮している市民も自己責</p>	<p>本条例案は、市民、事業者、社会福祉施設等の施設に対する「総合的支援」と、感染者や医療従事者、その家族などに対する偏見や誹謗中傷などの「差別的取扱いの禁止」の2つを柱としています。</p> <p>ご意見にもありましたとおり、「感染してしまった人もつらい、お互い様」と、感染された方の立場を理解し、配慮しあえる意識の醸成を、本条例を通じて図っていきたいと考えております。</p>

	<p>任で終わらせなくてよいのだと思えるようになり、孤立化や自殺を防ぐための根拠につながると思う。</p> <p>医療機関や福祉施設等は、特に感染者を出さない、クラスターを防ぐという事に対して全力で取り組んでおり、そこに従事する者も感染してはいけないと思う傾向が強い。ただ、感染を完全に防ぐ術はないため、感染してしまった人が責任を感じるという結果になる事がある。しかし、このように人的支援を含め施設運営に対する対応の根拠・市の姿勢となる事を条例で示して頂くと、施設もそこに従事する者も「なった人もつらい」「お互い様」という共通の想いを抱きやすくなると思う。</p>	
3	<p>(社会福祉施設等が新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための措置を講ずるに当たり必要な資材又は経費に係る支援について) 感染防止対策に必要な助成金制度を令和3年度も継続していただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための必要な支援については、今後も切れ目なく、継続して行ってまいります。</p>
4	<p>(社会福祉施設等が新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための措置を講ずるに当たり必要な資材又は経費に係る支援について) 緊急的に使用できる資材を市の方でも備蓄していただきたい。</p>	<p>医療機関や社会福祉施設等の必要な施設に対しては、国や県を通じて感染防止医療物資の供給が行われているところではありますが、本市においても、市内の医療機関等で物資の不足や枯渇に備えて、緊急的に使用できる医療物資の備蓄を計画的に行っております。</p>
5	<p>市内の福祉事務所以外にも手指消毒の徹底ができるように定期的にアルコール等の設置、促しをしていただきたい(人が多く集まる場所、駅、バス停、待合所等)</p>	<p>新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れることや、ウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることなどで起こるため、手指を高濃度のアルコールでこまめに消毒することが大切だとされております。</p> <p>感染防止に有効とされる正しい手洗の方法や手指消毒の方法についても引き続き啓発活動を進めてまいります。</p>

6	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に係る保健師等による指導及び助言について、社会福祉施設や事業所等に対して感染症対策の講習会を定期的実施していただきたい。</p> <p>今年度、保健師に施設に来ていただいたり、社会福祉法人連絡協議会において感染対策の研修会をしていただいたが、非常に分かりやすかった。積極的に支援策を構築いただいていることに感謝します。同時に市民としても感染対策を継続して行ってきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識や予防策については、必要に応じて随時、情報提供を行っております。</p> <p>今後も、感染防止対策への意識向上を図るため、積極的な啓発活動に取り組んでいきます。</p>
7	<p>福祉施設、事業所に対して定期的に感染対策研修を希望します。</p>	
8	<p>新型コロナウイルス感染症の陽性となった認知症及び精神疾患等を有する市民が、新型コロナウイルス感染症の症状ではなく、患者の疾患を理由に治癒困難として入院を拒否されない、又は、患者の疾患を理由に治癒困難として自宅療養とする場合は特別な支援（例えば、陽性者の移動に係る費用などの助成）を行うという内容を追記してほしい。</p> <p>責任・判断能力が欠如すると定められた疾患を有する方の味覚症状の有無について、自ら自覚して他者へ伝えることが困難にもかかわらず手続きが進められることは、権利擁護の観点から逸脱した行為であると考えます。</p>	<p>認知症や精神疾患等を有する方や聴覚障害をはじめとした障害のある人につきましては、その症状に応じて受け入れ先の病院を調整し、ケアが必要な場合は医療スタッフ等がフォローを行うなど、合理的配慮の提供として、その疾患・障害特性に配慮した治療に繋げております。</p> <p>今後も引き続き、医療機関等と連携を図りながら、患者様の特性や症状に応じた適切な治療に繋げてまいります。</p>
9	<p>聴覚障害者がコロナ感染にかかった場合、入院となりますが情報保障は整っているのでしょうか。</p> <p>テレビで見る限り、防護服を着てマスクをしていますし、コミュニケーション手段がないように感じ不安になりました。</p>	
10	<p>手話通訳者派遣24時間体制を設けてほしいです。派遣が困難な場合、遠隔手話通訳サービスも出来るようにしてほしいです。</p> <p>PCによる遠隔手話通訳サービスもあったらいいと思います。</p> <p>今、マスクをしたり消毒したり気を付けていますが、いつ感染されるかは分かりません。平日の昼間なら医者は開いているので、医者へ電話（リレーサ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の問診や診察、健康観察等にあたっては、障害などお一人おひとりの状況に応じた必要な配慮を行っているところです。</p> <p>聴覚障害のある人に対しては、新型コロナウイルス感染拡大初期の昨年3月に、保健所に平日だけでな</p>

	<p>ービス利用)できるけど、土日や夜中・早朝の場合の連絡方法は、健聴者なら電話できるけど、聴覚障害者の場合は電話できませんし、FAXしてもすぐに返事は来ないでしょう。24時間体制でスムーズに連絡が出来るようにしてほしいです。</p> <p>新型コロナウイルスの問診は、通常とは違うので、FAXや筆談の場合は、文章が上手く伝わるか、意味が読み取れるかも不安なので、PC画面でも構わないので、手話による会話の方が良いです。</p> <p>すぐに24時間体制は無理と分かっていますので、将来コロナだけでなく、未知のウイルスが流行した場合もスムーズに対応出来るようにしてほしいです。</p>	<p>く夜間・休日にも相談ができるようFAXでの相談シートを作成し配布するとともに、検体採取時などに遠隔で手話通訳が行えるよう、主な医療機関にタブレット端末を設置し、運用を行っております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の相談方法（FAXや電話リレーサービスなど）について、障害福祉課から個別にご案内するとともに、ホームページや広報あかし等でも周知を行っております。</p> <p>今後も引き続き、さまざまな媒体を通じて周知を図ってまいります。</p>
11	<p>少し前に始まった電話リレー用のタブレット貸出しサービスは、病院での遠隔通話などで助かっていますが、3月でタブレットを返却しなければならないと聞いています。返却した後は、各自のスマホになり、画面が小さくなり手話が見えにくい状況になります。コロナの関係で病院への同行が厳しい状況ですが、今後も遠隔通訳を考えているのであれば、各病院にタブレットの配布は考えていませんか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大初期の昨年3月に、検体採取時などに遠隔で手話通訳が行えるよう、主な医療機関にタブレット端末を設置し、運用を行っております。</p>
12	<p>コロナ感染者の自宅療養の場合、看護師や保健師が何時間か毎に患者の体調を確認するために電話しているとのニュースを見た時、聴覚障害の場合はどうだろうと気になります。</p> <p>電話はできません。もし、チャットできるなら手話のできる看護師が一番いいです。やっぱり自宅療養はこわいです。</p>	<p>兵庫県では「自宅療養ゼロ」を掲げており、原則として、新型コロナウイルス感染症の陽性者の方は、その症状に応じて医療機関への入院や県の指定する宿泊療養施設での療養を行っていただいております。</p> <p>入院先や宿泊療養先との調整によって一時的に自宅待機を余儀なくされる場合においても、その方の症状や特性に応じた対応を行っております。</p>
13	<p>(誹謗中傷について)小学生、中学生については慎重に扱った方がいいと思うし、傷つくのが大人より速いので、自殺ということもありうるので、学校に相談窓口を作るなりして、カウンセラーを置いた方</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本市においても昨年来、各コミセンにおいて保健所長による講演会を開催するなど、新型コロナ</p>

	<p>がいいと思ったりします。コロナウイルス感染症の条例を作る前にコロナウイルスの勉強を、コミセンとか市民講座など開いて、コロナウイルスの恐ろしさを訴えたらいいと思ったりします。私のところのマンションでは、軽く考えたりしてインフルエンザか、重いかぜしか思っていないので、それが怖いし、実際にかかっていない人が多いので、困ります。感染したら死に近づくことを市の方で言ってほしい。</p>	<p>ウイルスの感染症の正しい知識の普及啓発に取り組んでおります。</p> <p>いわれのない誹謗中傷や不当な差別が行われないためにも、教育現場での啓発活動は重要であると認識しており、今後も小学校、中学校などにおいて様々な媒体を通じて正しい知識の普及啓発を行うとともに、誹謗中傷を受けた人の心のケアなど必要な支援をしっかりと行える体制づくりを進めてまいります。</p>
14	<p>条例の素案にはそぐわないかもしれませんが、医療従事者（新型コロナ関連）の経済的負担を軽減するため、次のことについて提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の無料化（市が電力会社と調整） ・ガス料金の無料化（市がガス会社と調整） ・水道料金の無料化 ・通信費（スマホなど）の無料化（市が通信会社と調整） ・通勤交通費の無料化（市が交通会社と調整） ・その他の無料化 <p>出来れば、他の自治体へ展開する。</p>	<p>本市では、新型コロナウイルス感染症の対応について、医療提供体制の充実をはじめ、市民の生命と健康を守り、安心して日常生活を送ることができるよう、迅速で合理的な施策を実施し、皆さまの生活支援を行ってまいりました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、「ウイズコロナ」と言われる時代を乗り越えるためには、行政だけでなく、市民や事業者の皆さまとの連携が重要であり、昨年8月から「明石市ウイズコロナ官民連携会議」を定期的に関催するなど、まさに官民が連携してさまざまな取組を進めているところです。</p> <p>今後も引き続き、市民や事業者の皆さまとの連携を図りながら、医療従事者の方に限らず、コロナ禍で経済的負担を強いられているすべての方の負担を軽減できるような支援に努めてまいります。</p>
15	<p>感染者に対し罰則を科すことは、不寛容な社会に繋がり、分断を助長する。コロナ対策の効果を失うことになる。</p>	<p>今回の条例案は、新型コロナウイルス感染症の患者のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける</p>

16	<p>先日、NHKのニュースで新型コロナウイルスの対応にあたる医療従事者などに対する嫌がらせや差別が、去年10月から3か月でおよそ700件に上ったとの調査結果が報道されていました。</p> <p>これまでも自粛要請に応じない店への嫌がらせや、感染が拡大した地域から帰省した人への偏見、他県ナンバーの車への攻撃などがありました。</p> <p>学校においても新型コロナがいじめの象徴のように使われているとも聞きます。</p> <p>しかしながら、国は法律を改正し、罰則で入院を強制しようとしています。これではより一層感染者への差別・偏見が大きくなるのではないのでしょうか。</p> <p>市長はこの条例について記者発表した際に「責任を果たすべきは行政。行政が責任を市民、国民、事業者に転嫁すべきではない。」とおっしゃっていました。</p> <p>これまでも明石市は、コロナ対策について「大変なときだからこそいつも以上に寄り添うのが行政の使命・役割」というスローガンのもと、様々な支援策を行っておられます。</p> <p>このたびの条例についても、改正された法律のように罰則によって疲弊した国民をさらに追い込むのではなく、市民や事業者に真に寄り添い、安心して生活を送ることができると思えるような条例にして下さい。</p>	<p>すべての市民の人権を保護し、市民生活が安定することを目的として制定します。そのためには、罰則などの懲罰的な意味を持つ措置を定めるよりも、感染症に対する正しい知識を市民の方にお知らせするとともに、患者が直面している困難についての理解を求め、万が一一人権が損なわれるようなことがあれば、被害を受けられた方に必要な支援を行っていくことで、生活の安定と人権の保障を図ることができると考えております。</p>
17	<p>誹謗中傷をした相手を特定された場合、注意、忠告に従わなかったら処罰が必要だと思えます。</p>	<p>本条例案は、感染者や医療従事者、その家族などに対する偏見や誹謗中傷などの「差別的取扱いの禁止」を柱としており、誹謗中傷などによる差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合には、被害を受けられた方の人権を守るため、基礎自治体として果たすべき基本的な枠組みについて定めております。</p>
18	<p>感染者やクラスターが発生した施設などに対しての、差別や誹謗中傷は防ぐべきだと思えます。必要であれば罰則があってもいいと思えます。</p>	<p>差別や誹謗中傷などに対しては罰則などの懲罰的な手段ではなく、違反行為を行った市民の事情を配</p>

		慮しつつ、被害を受けられた方に寄り添いながら、必要な支援をしっかりと行える体制を整えてまいります。
19	感染者の個人情報保護を始め、家族や職場等でも人権がしっかり守られるようなフォローアップ体制の整備を希望します。	<p>新型コロナウイルスの感染者等に対するいわれのない差別や偏見、誹謗中傷などはあってはなりません。この条例の制定を機会に、感染した人を責めたりせず、冷静で思いやりのある行動の働きかけを進め、人権がしっかり守られるような体制を整えてまいります。</p> <p>また、仮に、誹謗中傷などによる差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合には、被害を受けられた方の人権を守るため、関係機関と連携し、必要な支援をしっかりと行える体制を整えてまいります。</p>
20	必要な情報を正しく市民に提供すべきだと思います。「公立保育所から感染者がでました。」明石市でもこのような報道がありますが、これだけではむしろ「〇〇園じゃないかしら」「△△園かもしれない」というデマ情報が拡散するおそれがあります。情報を出すなら園名まで公開し、近隣の方への注意喚起とする。詳細情報を出さないのであれば公立保育所というワードも出さない。このような情報提供の選択を行っていただきたいです。	<p>本市では、感染の拡大防止と感染予防意識の向上を目的として必要な情報を公表しています。また、公表内容についても、感染者及びご家族の人権と個人情報の保護を第一に考え、個人が特定されることがないように、十分に配慮して公表内容を決定しているところです。</p> <p>保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設において感染者が判明した場合も、感染者とご家族の人権と個人情報保護の観点から「公立・私立」の公表は行っておりません。</p> <p>今後も、感染拡大防止に必要な情報については積極的に提供するとともに、感染した方やご家族の人権に十分配慮した公表を行います。</p>
21	市の責務の中に社会医療法人・特定医療法人に対して陽性者の受け入れを要請する等、医療機関に対	コロナ感染者の治療を行うためには、専門の医師や看護師、病床等

	<p>しての陽性者受け入れの働きかけをする旨の文章を入れていただきたい。</p>	<p>の施設整備が必要となります。</p> <p>現在、中軽症者の方は、県と調整の上、市内の病院においてゾーニングした専用病棟で入院の受け入れをしておりますが、感染患者が急増した場合に備え、市内のその他の医療機から入院を受け入れている病院への医療スタッフの派遣や、回復期を主に担う病院へスムーズに転院させるための支援金制度の創設など、さらなる入院者数の増加に対応するための体制の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、市と医師会、医療機関等が緊密に連携した医療提供体制を維持し、適切な治療に繋がてまいります。</p>
22	<p>このたび改正された感染症法では、感染者が正当な理由なく入院を拒否したり、入院先から逃げた場合には 50 万円以下、保健所などの疫学調査の拒否や虚偽回答については 30 万円以下の過料を科せるとされているが、入院病床が確保できず、自宅で亡くなる人が後を絶たない現状を顧みず、勧告に従わない軽症や無症状の感染者を罰則を科してまで強制的に入院させるという同法の定めは常軌を逸していると言わざるを得ない。そもそも罰則を設けて患者を隔離するのは、国民の差別感情を呼び起こしかねない。</p> <p>改正特別措置法においても営業時間の短縮等に応じない業者に対し過料を科せるとしているが、両法が定める罰則という強制力は、一人ひとりの尊厳を傷つける危うい一面を持ち、対象となった業種や個人が差別・分断されかねないとの懸念がある。</p> <p>本条例が感染者に対する偏見や誹謗中傷などの差別的取扱いの禁止を柱とするのであれば、まずこれらの法の不適用を条文に盛り込むべきではないか。</p>	<p>本条例は、本市の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針として、新型コロナウイルス感染症の影響で負担を強いられている市民等を総合的に支援し、健康や生活を守るとともに、感染症の患者等に対する差別を禁止し、人権を守ることを目的としています。</p> <p>感染者やその家族、医療従事者等へのいわれのない誹謗中傷や差別等はあってはならないものであり、基礎自治体としては、このような行為を行う人たちに対して罰則を科すことよりも、正しい知識の普及を促進し、誹謗中傷や不当な差別的な取扱いが行われない環境を整えていくことがより重要だと考えております。</p> <p>今後も、基礎自治体として、新型コロナウイルス感染症に関する正</p>

		しい知識の普及啓発を図るとともに、被害を受けられた方へ相談体制の整備など、必要な支援をしっかりと行える体制づくりに尽力してまいります。
② 条例（素案）の特定の項目に関するご意見		
No.	意見の概要	市の考え方
23	<p>(1) 第6条第1項の2行目「発生し」は「発生しないよう」の方がクリアではないか。</p> <p>(2) 市の責務</p> <p>①自宅療養の危険性の軽減措置</p> <p>②病院（公的、民間）、保健所の監督と連携</p> <p>③老人福祉施設の状況把握</p> <p>④ワクチン接種の手順確立</p> <p>⑤事業を営む者への監督と指示</p> <p>考慮すべき事項</p> <p>i 賃料の減免、税等の支払猶予、時短協力金等</p> <p>ii 飲食店等での会食が感染拡大の一大要因であるとしても、その店は場を提供しただけで感染に一次的な責任はない。来客の行為により問題が生じているのに、店が規制を受けることの是非</p> <p>(3) 市民の責務</p> <p>①三密を避け、手洗い、うがいの励行、不要不急の外出を控えること</p> <p>②近隣の独居老人等への声かけ</p> <p>③感染者への誹謗中傷は恥ずべきこととの認識をもつこと</p> <p>④入院、退院、移送等の処置への受容</p> <p>(4) 病院、福祉施設等の責務</p> <p>①入院中の患者、入所中の老人等の生命の保護</p>	<p>(1) ご意見のとおり、「発生しないよう」と規定することで内容はより明確になると考えますが、該当条文については、関連法令との整合性を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第5条第2項等の規定に準じた文言とさせていただいております。</p> <p>(2) 市として果たすべき責務として、感染症の発生・まん延防止措置や市民への適切な支援等として包括的に規定し、当条文をもとに、具体的な施策を展開してまいります。</p> <p>(3)～(5) 本条例案は、関係機関と連携しながら、まち全体で市民の生活と健康を守ることを目的に、行政や事業者の責務を明確にしたものです。感染症の発生・まん延防止、また個人の人権尊重等のため、市民の方と問題意識を共有してまいります。</p>

	<p>②公的病院が中心となる隣接市所在の公的病院との連携</p> <p>③病床数のひっ迫度を緩和する方法の模索</p> <p>④新規感染者への対応</p> <p>⑤市当局との連携</p> <p>⑥業務上知り得た個人の秘密の漏洩に対する処置</p> <p>(5) 事業を営む者の責務</p> <p>①市の方針に基づく要請への協力</p> <p>(6) 今回のコロナ感染症蔓延を踏まえ、将来の新たなウイルス発現に備えた対処方針の策定</p>	<p>(6)ご指摘として今後の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>第3条3項で「情報を市民及び事業者適切に提供するものとする」とあるが、障害者に対する情報保障について明記されていません。</p> <p>視覚障害者へは点字版や音声で確認できるテキスト版、聴覚障害者へは手話通訳や要約筆記など、緊急記者会見の際に対応してほしいです。命に関わる情報だからこそ、あらゆる市民に平等に情報提供が必要です。情報弱者への配慮をお願いします。</p>	<p>本市では、平成27年に手話言語・コミュニケーション条例を制定し、障害のある人の障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことができる地域社会を目指しているところです。</p> <p>障害者に対する情報保障については改めて規定しませんが、必要な人に必要な情報がしっかりと伝わるよう取組を進めてまいります。</p> <p>なお、視覚障害のある人に対しては市ホームページにアクセシビリティ対応のテキストページを用意し、また、聴覚障害のある人に対しては「あかし手話チャンネル」や「明石市長チャンネル」で情報提供を行っているところです。</p>
25	<p>第二条アが長いので、2つに分ける。「正当な理由」のところが、市民に解りにくく、憶測を呼ぶ原因になっているので、詳しく定義する。</p>	<p>該当条文は、濃厚接触者等様々な事情で感染疑いのある市民も「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民」として幅広く支援するため、対象を詳細に限定して定義していません。また、感染疑いのある市</p>

		<p>民も患者と同様の支援対象者として規定していますので、1つの条文で規定しております。</p> <p>なお、感染疑いの定義については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第8条第2項等を準用しています。</p>
--	--	--